

第6回教育委員会会議

1 日時 令和3年3月30日 火曜日 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第5委員会室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
山口 照美	生野区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
藤巻 幸嗣	教務部長
江野 一	I C T推進担当部長
盛岡 栄市	学校教育推進担当部長
村川 智和	総務課長
本 教宏	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
中野下 豪紀	I C T推進担当課長
川本 祥生	政策推進担当部長
松浦 令	教育政策課長
有上 裕美	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に栗林委員を指名

(3) 案件

議案第39号 学校教育ICTビジョンの改訂について

議案第40号 新・大阪市総合教育センター（仮称）基本構想について

議案第41号 職員の人事について

議案第42号 職員の人事について

議案第43号 職員の人事について

議案第44号 職員の人事について

議案第45号 職員の人事について

報告第6号 教職員による児童・生徒とのSNS等を用いた私的なやり取りの禁止について

協議題第8号 大阪市立小中学校における携帯電話の取扱いについて

なお、議案第45号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、議案第41号から第44号については会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第39号「学校教育 ICT ビジョンの改訂について」を上程。

江野ICT推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

教員や児童生徒によるICTの積極的、効果的な活用をさらに推進し、情報活用能力等の育成等に繋げていくために本市学校におけるICT機器の活用方策やICT環境整備のあり方などをまとめた大阪市学校教育 ICT ビジョンを令和2年3月に策定した。今回、教育振興基本計画を修正することに伴い学校教育 ICT ビジョンについても改訂する。

次に主なビジョンの改訂箇所について説明する。具体的な取り組み方策の個別最適化された学びにおけるICT活用について、今年度93校でデジタルドリルの実証事業である経済産業省の先端的教育用ソフトウェア導入実証事業を実施している。この取り組みを踏まえ、令和3年度以降、全小中学校にデジタルドリル教材の導入を進めていきたいと思うので、

新たにその内容を記載している。

次に校務系・学習系のデータの連携可視化についてデジタルドリルの学習履歴を蓄積し可視化することで個別指導に活かすとともに生活指導の記録、保健室の来室状況、児童生徒の心の動きなどと連携可視化できるダッシュボードを昨年9月から全校で活用を開始しているため、その部分を追記し合わせていじめアンケートの電子化についても令和3年度から進めていきたいと考えておりその点を追記している。

オンライン教育について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学級休業時には学びの保障としてオンライン学習の取組みを勧めているので、その内容に修正するとともにインターネット環境のない家庭への対応の課題については、国のGIGAスクール構想の補助事業を活用し、家庭へ貸与するモバイルルータを整備し学級休業などの緊急時に対応できるようにしているためその点を追記している。

学習者用端末については昨年のビジョン策定時は令和2年度から5年度までの4年間で整理することとしていたが、国のGIGAスクール構想の加速による学びの補償として今年度中に整備が完了するのでその内容に修正している。なお現時点での端末の整備状況についてであるが、先日3月26日をもって整備が完了している。当初はパソコン教室用の端末の更新時期も考慮して一人一台端末を整備することとしていたが、先ほどご説明した通り整備を前倒しし、令和2年度に一人一台環境が整ったことからその内容に修正している。

事務局におけるICTビジョンの推進体制についてであるが、より強力にICTを推進していくために事務局に新たにICT活用政策推進に係る理事を新設し理事をCIOとし、より最適なICT教育が推進されるよう進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 ICTビジョンの改定について異論はありません。特にハードの環境が整ったので、今後はICT環境を効果的に活用した教育の実践を行うこともこの中で謳われています。ただ、最近スマホ脳を考えると色々な文献を見てもICTの活用には良い点が多々ありますが、考える力という面で、やはり一部には懸念する面もあります。この中でもICT環境を効果的に活用した教育の実践は、非常にいいというような声もありますけれども、ぜひ今後実際の教育環境の中でまた実際の授業を行っていく上で、こういった端末を使っても児童生徒が、個人の考える力、自分で考えていく力、こういったものを伸ばすような観点から、色んないい事例があればそういったものを展開して頂ければありがたいと思いま

す。

【江野ICT推進担当部長】 その点を踏まえて、どういう活用をするのかということを経年年度以降進めて参りたいと思います。

【平井委員】 ここまでICT教育を推進できたのは立派だと思います。課題は、生徒のモチベーションの維持。教師はファシリテーターとなって生徒の進捗状況をいかにサポートするかにかかってくると思うのです。これはICT教育を推進する場合、必ず生じる課題ですからプロジェクトチームを組んで検討すべきだと思います。

また、令和2年度に実施した経済産業省の先端的教育用ソフトウェア実証事業についても、他の自治体では教科書準拠版などを活用し、授業とうまく連動しています。授業の効率化という意味で、平常授業とマッチするEdTech教材を研究してほしいと思います。

【江野ICT推進担当部長】 日進月歩でございますので常にそういった情報を踏まえて委員がおっしゃるような、最適なものを整えていくような形で進めていくことが大切だと思いますし、そのようにしていきたいと思います。

【異委員】 今回の事案に関して異論はございません。一点お願いなのですが、今回タブレットでのいじめアンケートであったりとか、非常に心情的な内容も含まれると思いますので、個人を守るという意味で個人情報のやはり取り扱いの厳守だけお願いしたいと思っております。

【山本教育長】 それでは今色んなご意見を頂きましたので、ここにも新しい理事を中心にした色んな推進のための事務組織もありますので、今頂いたご意見についてきちんと映して行って、そういう留意点を踏まえた進行になるようお願いしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第40号「新大阪市総合教育センター（仮称）基本構想について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

2月9日の教育委員会会議において新総合教育センター設置の進捗状況について説明させて頂いたが、本日は新総合教育センターの基本構想を公表するにあたり、その内容について審議いただくものである。基本構想案は基本的な考え方、基本コンセプト、機能及び事業内容、運営の在り方、組織運営の在り方の施設の概要、外部有識者の意見の方で構成されている。基本的な考え方のところについては2月9日に説明した通りである。現在の貧

困対策とか不登校、外国にルーツのある児童生徒への対応、多様な課題に教員が適格に対応できるためのシンクタンク機能というのを充実するということで研修機能に加えて現在必要とされている機能、教育課題に対応するような機能を追加していきたいと考えている。

基本コンセプトとしては前回ご説明した通りであるが、以下の4つの基本コンセプトを持っている。新時代に求められる教育内容の研究・発信拠点、それから学び続ける教員を育てる実践的な研修、それから最先端研究と現場課題が結びついて実践につながるプラットフォームというもの、それから多様な情報が集まり交流できるダイバーシティサロン、このコンセプトで進めていきたい。また大阪教育大学の天王寺キャンパス内に設置することを考えている。令和2年度はこの基本構想を策定することを進めており、令和3年度からは基本設計した上で建設工事の方を令和4年、5年に実施して、令和6年に開設ということを計画している。

シンクタンク機能の強化が今回の新センターの重要な部分となるが、教育センターの機能それから学校運営支援センターのICT部門の機能、それから大学連携やデータ分析機能、指導部の学力向上部門の機能、これらをシンクタンク機能として一元化し、より効率的効果的に政策立案できる体制を図っていく。またシンクタンク機能を通して明らかになったエビデンスを元に教員研修の充実を図り、拠点校、連携校、各学校現場、教員センターと連携する学校、これらを活用して学校現場における支援に繋がられるような仕組みを作っていく。大学の知見、企業の人材やノウハウ、地域やNPO等の力を結集できる総合シンクタンクをめざしていく。

前回、委員の皆様より大阪教育大学の委員のみならず教員養成課程を持つ他の大学との連携を同時に進めることにより学校現場で即戦力となる教員の確保に努めるようご意見を頂いていたが、大阪教育大学に限らず様々な関西圏の大学とネットワークをこのシンクタンク機能を通じて強化していけるよう引き続き検討していきたいと考えている。有識者の意見として関西大学の佐藤先生の方からは新センターの評価を外部有識者会議などや評価項目などの設定によりいかに図っていくのかPDCAマネジメントサイクルのCとAについても考えておく必要があるだろうということで意見を頂いており、開設までに評価指標の策定、設定の検討を行っていききたいと考えている。

このような教育シンクタンクの設置については大阪市としても新たなチャレンジになるが、関西圏での先行事例として尼崎市の方が多様な実践、中期的な効果測定を通じたエビデンスに基づく先進研究を行うため外部の研究者を迎えて研究所、「尼崎学びと育ちの研

研究所」というのを設置しているので、こことも連携して桜宮高校と協定を結んでいるが、そういった協定などの仕組みも活用しながら学校教育やスポーツ分野の連携に加えて、こういった研究とか教育に関する研究についての協定などの検討も進めていきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 シンクタンク機能の強化というのを挙げているのですけれども、教育大学が同じ建物にあるということで、具体的なイメージとしては、課題テーマについての研究会を作ってそこに大阪市の職員、教員とか、あと大学の先生とか学生さんとかが一緒に集まって何か一つの研究をして成果をあげる、そんなイメージ、一つのイメージとしては有りうるのか、今のところのイメージはどんな感じでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 今でも学校現場を活用して大学の先生方に入って頂いて生徒指導に関する対応の仕方ですとか、そういったところの研究を頂いているような事例もありますので、こういう連携校というのを作って大学院の学生さんですとか教授の方ですとかそれからあと学校の教員、それから大阪市から派遣している大学院生もおりますので、そういった者で学校現場の課題とかを活用しながら研究していったらどういふ対応の仕方がいいとか、どういふ関わりをしていけば伸びるかとかそういったことを個別に研究していくという事も想定の一つとして考えております。

【森末委員】 連携校、学校の方に出向いて行って情報を集めてデータ取ったりすると、それでここに教育センターが移って教育大学と一緒になるということによって拠点とか、ホームグラウンドが出来るというイメージでいいのですか。

【川本政策推進担当部長】 そうですね。

【森末委員】 はい、わかりました。

【川本政策推進担当部長】 特に拠点となりますのが連合教職大学院ということになりますので、そこの先生方と大阪市の指導主事とかの連携の骨格がここで出来るかと思えます。

【森末委員】 今はインターネットで出来ると言いながら、やっぱり場所が近い方が絶対いいということのメリットはもちろんあるということによろしいですよ。はい、分かりました。

【山本教育長】 必ずしも研修機能だけを持つのであれば単なる教育センターの移設

だけでいいのですけれど、ここにシンクタンク機能を持たせるということは森末先生が言われたように何らかの政策に関する、例えば検証結果であるとか政策の方向性についての発信を行わなければシンクタンク機能とは言えないので、そういう意味では事務局の政策部門の一部分か全部か分かりませんがこちらに移ってやっていくこととなります。

例えば不登校というのはそうとらえるのが正しいのか色んな説があっても大阪市として市教育としてどういうふうにそこを探っていくか具体的に子供を休ませないためにどう探っていくかということビッグデータを活用しながら議論をしていき、逆に今度事務局側の方にこういう政策の仕方がある、こういう対応の仕方があるのではないかということを書いて頂く形にならないとシンクタンク、要するに政策発信機能が生まれてこない。その時にここで言う色んなシンクタンクなり企業なり他の高等教育機関との連携を行って、大勢の方に集まって頂いてやっていくような、そういう中の一つに現場実践としてのいろんな検証結果の把握であるとかあるいは出てきた考え方をどのような形で、現場でいい結果を出すのかについてはこの連合教職員大学のグループと一緒に具体的なものとして捉えていくという作業になっていくのだらうと思っております。

【森末委員】 是非ともそういった発信をして頂けたらと思います。

【栗林委員】 私もどんなことを考えているのかということ簡単に説明させて頂きたいと思います。国はこれからの教育課題で一番学校現場が困ることになるのではないかと考えているのはデジタル化にどう対応してデバイスはそれで対応すると言っているのだけれど、先生が本当に指導できるのかということが非常に大きな課題になっております。それをどこが対応するのという事に関しては、色々中教審は言っていますけれど、それは言っているだけで学校と連携しているわけではないのです。

したがってどこかが連携しないといけないのですけれども、本当は東京学芸大学がそういう機能をはたす、筑波大学が指導することが期待されてきていたのですが、どうもそういう機能が十分ではなくなってきていて、学校の教育制度そのものが限界に来ていて変えていかないといけないという事が背景にあるのだと思うのですが、どこかが対応しないといけないということになっています。

このことはこれだけ見て頂くと大阪市と大阪教育大学が作っているようにみられるかもしれませんが、そういう大きな当面の課題は日本全国で企業もそれぞれ感じていて、ここのところ相当な数の申し入れがあって一緒にデジタル教材を使って新しい試みをやろうじゃないかという取組みが始まろうとしています。

そういうことの拠点にぜひしていきたいということで、どんな展開があるかというのはこれからのことになるかと思うのですけれども、教職大学院という研究されるような方、来て頂けるのは学校の先生が多い訳でそういう方たちと現場で、大阪はこういう試みをやっていくというそういう取組みが始まっているというふうに私どもとしては認識しております。

やはり大阪から日本の教育をさらには高度化、強化していこうという取組みになればいいなと考えていることで企業も一緒になって合体して取組みを進めていくという形が出来つつあると考えております。

【平井委員】 大阪から教育を発信するのであれば、振興計画にある目標達成に向けて、すでに学力向上ワーキンググループ、ビックデータのワーキンググループ、安心安全のワーキンググループ、英語のワーキンググループなども作られ、十分な検討が重ねられ、少しずつ成果を出しています。シンクタンクを作っていく以上、これまで歩んできた成果や取組みの継続も含めて事を進めていただきたいと思います。

【川本政策推進担当部長】 ご指摘のとおり蓄積を無視して何か新しい物を重ねることでは決していないということです。これからの運営の仕方がひとつのポイントになるのかと思うのです。そうした今までのいろんな形で知見を入れて頂いた方と一緒に、ただあとはやはり現場の中で実際に例えばデジタルの時なんか一番分かりやすいのですけども、中核になるのが必ずしも管理職ではなくて中堅とか若手の職員の方もおられて、その中で新しい実践をどういうふうに進めていくかという色々な意見をうまく聴取していきながら、具体的な政策として展開をしていく。どの政策もいきなり全部に展開というのは中々しんどいものがありますので、ポイントをつかみながらやっていって、だんだん具体的に本格的な施策に変えていくというものを十分スピード感をもってやるというための必要な組織というように理解をしておりますので、そういう意味では今までの蓄積という物を前提においた色々な待遇になるということは極当たり前の事ではないかと考えております。

【大竹委員】 シンクタンク機能を読んでもみると、デジタルドリルであったり、ICTを使って色んなビックデータを解析し活用するということですが、懸念するのは一方で先ほどの議題にありましたようなICTビジョンで、すでに色々学校は走りだし始めているということです。

要はその間をうまくやらないと何か学校の方が、現場の方が走り出している一方で、こちらのシンクタンクは違う政策を出してくる。あるいは違う指導方法をこれやってくれ

ないかっていうことで学校のほうで走り出したのですけども、少し軌道修正してくれとシンクタンク機能が言うと、また学校現場の負担も大きくなる。

ぜひこういった個別最適な学びの提供という意味では先ほど言ったこれまでの知見を活かすということもあるのですが、現場の方は走り出しており、現場の意見を聞きながら進めるということではあるのですけれども、ぜひ学校現場に負担が無いようになるべく事前にいろんなことをすり合わせていただきたい。先ほど教育長が運用の仕方が大切だということにおっしゃいましたけれど全くその通りなので、こういった組織を作ったが故に現場に過度な負担が掛からないように、あってよかったと思えるような組織運営ということで実際に動く学校教育のICT推進リーダーとかいろんな方がおられますので、ぜひそういった方との連携をお願いして頂ければありがたいと思います。

【山本教育長】 分かりました。十分検討させていただきます。運営の在り方なり運営のどのような仕組みで作っていくかだとか実際のいろんなこれを支える研究部門も含めた体制作りなどはこれからも具体化をしていく。まだ何も白紙の状態で大阪教育大学のご協力でここに一つの新しい建屋が建つという形についての予算の目途がたったということですので、今からのスタートになりますのでこの大きいコンセプトを元にまたこれから教育委員会の方で議論もさせて頂いて、当然議会内での様々なご指摘も市長も含めてあると思いますのでその都度ご報告をさせて頂きたいと思っております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第8号「大阪市立小中学校における携帯電話等取扱いについて」を上程。

盛岡学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

3月1日の教育委員会会議においてご意見を頂き、再度事務局の方で確認と整理を行ってきた。まず学校への携帯電話等の持ち込みについて、これまでは平成21年度の文部科学省の通知により小中学校ともに「原則持ち込み禁止」としていた。例外として「通学時における安全の観点等、特別やむを得ない事情」から例外的に持ち込みを認めるとされていた。実際にいくつかの学校で例外的に子供たちの持ち込みを認めている。

今年度7月に文部科学省より新たな通知が出され、これまでの通知の内容に加えて小学校は変化ありませんが、中学校において「一定の条件を満たした上で、学校または教育委員会を単位として持ち込みを認めることが出来る。」といった項目が設けられた。これまで

の校長判断による個別の対応、個別の許可ではなく一定の4条件を設定した上で教育委員会の判断として大阪市全中学校での持ち込みを認めるケース、あるいは校長の判断として学校全体の持ち込みを認めることができるという選択肢が増えたということになる。

前回3月1日に説明したが、学校または教育委員会は持ち込みを認める場合に安易に認めるのではなくて必要な環境整備や措置を講じられるべき条件として示されたのが次の4つである。

1つ目はルール作りになっているが、これの肝は生徒や保護者が主体的に考えることだと思う。学校が勝手に決めるのではなくて生徒や保護者を巻き込んでルールを作っていくことと思う。

2つ目は管理方法のことである。現在個別で認めている学校においてはほとんどが職員室等で預かるという手立てを取っているが、もしこれが学校全体となると数百台を預かることとなり、場所の問題、1台10万円とすると何千万円になるというものをどう保管していくかということになってくるので、この2つ目は非常に高いハードルになると思っている。

3つ目はフィルタリングについてだがこれの肝は「保護者の責任のもと」となっている。保護者の責任のもとフィルタリングをしっかりと学校及び家庭も含めて適切に行うということが条件として示されている。

4つ目は危険性や正しい使い方に関する指導をしっかりと学校及び家庭も含めて適切に行うということが条件として示されている。

前回の教育委員会会議内においては持ち込みを許可するための4項目について学校と生徒や保護者との間で合意がなされて必要な環境の整備や措置を講じることが出来た場合は学校を単位として持ち込みを認めることもできるというように各中学校に通知するということをご提案させて頂いた。しかし3月1日の会議の中で意見を頂いたが、「持ち込みを認める際、判断基準の必要性や判断の方法について慎重に検討する必要がある」、あるいは「家庭を含むスマホとの向き合い方の検討も合わせて、慎重に協議を進めていく必要がある」などの意見を頂いた。

それらの意見、指摘を踏まえ、事務局としては4条件に対して一定の方向性を示す必要があると考えて今回改めて「現時点での取り扱い案」をまとめた。現段階では原則持ち込み禁止の方針は変更せずに今後学校単位での持ち込みを可とする場合の条件などの担保方法、あるいは学校へのサポート方法についても検討を行い、取りまとめたいと思っている。さらにこの後説明させて頂く、家庭での使用も含めた児童生徒のスマートフォンなどの適

切な使用に向けた検討の結果も踏まえて改めて学校または教育委員会を単位とした持ち込みについて判断することとしたいと考えている。各小中学校に対しては現時点で方針変更は行わないが引き続き検討を進める旨を通知したいと考えている。

続いてスマートフォン等の適切な使用に向けた今後の検討事項、いわゆる24時間の使用に関するルールについてである。3月1日の教育委員会会議で昨年度7月に実施をした小中学校生約3000人を対象としたアンケート集計のまとめを説明させて頂いた。その折にもう少し詳細なデータの提示をご要望として承った。その詳細なデータについては現在小学校6年生、中学校2年生および高校2年生の全児童生徒を対象とした新たなアンケートを実施しており、今年度7月に実施した調査と比較するなど子どもたちの使用状況や長時間使用に伴う問題点、生活習慣との関連等についてアンケート調査の詳細な分析を進めているところであり、改めて提示させて頂きたいと思っている。並行して適切な使用に向けたルールの在り方の検討も進めていきたいと考えている。

今後児童生徒が携帯やスマホの使用にかかる問題点等についてよく理解し議論を重ね、しっかりと自分自身で判断することの出来る力を身につけることが必要であると認識している。そこで本年度立ち上げた「小中学校の携帯電話・スマートフォン等対策検討ワーキング会議」を中心に検討を進め、具体的内容に取り組んでいきたいと考えている。今後現在まとめているアンケート調査の分析を進めた上で分析内容と具体的な取り組みの方向性をまとめ、改めて教育委員会会議に報告、提案をする予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 現時点では事務局案で行こうということでもいいですね。現段階では原則持ち込み禁止の方針は変更しない、改めてこれから検討しますということですね。それはそれでいいのですけれど、そうすると元々のルール、平成21年通知の資料が、今これが生きていてこういうことを確認すると、こういうことになりますね。特別やむを得ない事情から持ち込みが必要な場合は保護者から校長に申請させるなどと書いていますけれど、これについてはさらに基準はないのですか。要するに、どういう場合にやむを得ない事情となるのか、そういう具体例とかを全然決めていなかったのですか。

【盛岡学校教育推進担当部長】 特にこちらの方から示していることはなく、例で言いますと帰りに直接そのまま塾に行く子どもであったりとか、習い事等に行くとかいう場合に認めているケースがあるという風には聞いております。

【森末委員】 なるほど、そうすると今までの基準では、持ち込みの許可は申請させるなど書いているけれど、基本的には申請がないとありえないですよ。それで今回アンケートもさらに詳しくしていただいて、その結果を見た上でどんな基準が作れるのかという事は、いつぐらいを目途に考えるのですか。まだそれは全然ですか。

【盛岡学校教育推進担当部長】 今まとめを行っておりますので、年度も変わりますからワーキングを出来るだけ早い時期に立ち上げて考えてまいります。

【森末委員】 はい、分かりました。ただ文科省が通知を出している4条件ですが、確かに言うのは簡単ですけど、これはどんな風に基準を作るのか。特に2番（学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること）で責任にするとか言っているけれど、しかも4番（携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること）の家庭において適切に行うと言うのはやさしいですけど、どのように本当に条件が満たされているかどうか、実際的には非常に難しい話になります。

これは言うのは簡単ですが、こちらも文科省が言いましたからこの通り言いますというだけでは、現場はすごく困るでしょう。すごく緩くするところとか厳しくするところとか、やはり文科省がこう書いているけれども、検討した上で実践的に運用しやすい基準を作らないといけないということで今後はお願いします。

【異委員】 1点だけ、感想にもなるのですが実態把握のアンケート調査本当に忙しい時期に行って頂いたのですね、現場のかなり負担になったのではないかと申し訳ないという気持ちとやはり大切なことなので、ぜひこういう貴重な実態把握を今後、前回も生徒会の意見でもそういうルール作り、スマホとかの在り方について話し合いたいということが書いていましたので、ぜひ活用したいと思っております。

まず生徒自身が考えるきっかけというか、そういう考えることがすごく大切かと思えます。例えば学校で道徳とか総合学習の時間とかに話合われるかもしれませんが、学校のルールというような形で各学校のルールで設けられて家庭に要望というような形になるのか、もちろんそれを踏まえて家庭に持ち帰ってまた家庭でも、というような流れが出来ないかと思うのですけれど、どんな流れになっているのですか。

【盛岡学校教育推進担当部長】 前回もお話させて頂いたように、もうすでに学校が動いているところがございます、校内にポスターを貼ったりとか生徒の中でルールを作っているという学校もあるのですが、どのように進めていけばいいのかということは、

文科省の通知を受けたあとに取り組んでいる学校の例とか、あるいは個別で持ち込みを許可している学校の実態であったりとかもう少し把握しながら、今おっしゃって頂いたことも含めて学校の方に提示してきたいと思っておりますけれども、おそらくPTA協議会も非常に興味を持っておられると思いますので、PTA活動とも連携しながら進めていくのが肝要かと思っております。

【異委員】 非常に興味を持たれている家庭も多いと思いますし、PTA新聞を毎月楽しみに見ているのですけれど非常に大きく取り上げられている内容ですので、ぜひ家庭にもしっかり持ち込んで議論が出来るようなきっかけになればいいと思っています。

【山本教育長】 この問題がいわゆる問題となったのが去年の大阪府北部地震ですとか交番で警察官を刺したあとの犯人の動向が掴めなかったとかいういわゆる危機管理の状況における児童生徒の通学時で安全確認をしたいということについて、基本的に学校へ行くまでそれを持てば親御さんなりが確認出来るであろうという危機管理対応時における安全確認というのが一つあります。

文科省の方もそうとう厳しいけれども持ち込みを認めるという結構矛盾したようなこと出して来たのはその危機管理の時の連絡手段として認めざるを得ないという論理の中でのスマホの対応を考えるという意味になるので、我々もまたどのようにすればこの4条件というものを十分クリアしてマイナス面を取り除いて安全に自宅から学校への間も安全確認ができるような状況をどう作り上げていくのかという観点からのいろんなやり方もあると思います。だからその部分をきちっと安全管理を踏まえれば学校内での色んなこと、端末もありますし色々ある訳です。校内の部分は逆に言ったらSNSとかいろんな弊害の問題に対する逆に教育の対応の仕方という問題になってくると思います。

中々難件だと思いますのでアンケートも取ってもらって、また分析を楽しみにしているのですけれど、我々は現場をもっているだけにまた危機が起こった時にその間連絡が取れなかったら、通知を出しているじゃないかとか言われるわけです。そこをどううまく実際の安全管理をした時に、例えば一人1台の端末の使い方も含めて少し柔軟に考えていかないと、あまり狭く考えると中々いい答えにたどり着かないのではないかなという気もするのです。時間かけてと言いつつ、いつ災害が起こるか分からないですけれども、また委員の先生方の知恵も頂いて議論していきたいと思っております。

【森末委員】 端末で何か危機管理的なことが出来ないのかどうか、それだけで開くのは中々難しいかもしれませんが、そんなことも検討して頂いたらスマホの議論が無

くなるのかとか、親との連絡がメールか何かで出来るのならそれはそれでいいのかなど、でもそうすると広がりすぎてしまうので、これを機会に検討しないといけないとは思っておりますので、ぜひお願いします。

【山本教育長】 ほんとに難しい問題だとは思いますが、色々な意味で皆さんで力を合わせてまた議論していきたいと思っておりますので、また分析結果など急いで頂きたいと思っております。ありがとうございます。

報告第6号「教職員による児童生徒とのSNS等を用いた私的なやり取りの禁止について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教職員が児童生徒に連絡が必要な場合には原則として電話やメール送信専用システムを用いて保護者を通じて連絡することとなっている。ところが最近では教職員が個人の携帯電話やメール、SNS等を用いて児童生徒や保護者に直接連絡を行うことも増えてきている。SNS等は大変便利なコミュニケーションツールであるが指導上の必要性から始まったやり取りが指導とは関係ない私的なやり取りへ発展し、その結果教職員が児童生徒に対してわいせつ行為に至るといふ事案が全国でも発生している。

こういった事案の発生を未然に防止するため全教職員に対して児童生徒等の間でSNS等を用いた指導に関係ない私的なやり取りを行うことを禁止する旨通達をしたい。また、一般の通達にあたりFAQを作成し全教職員に配布することとしたい。SNS等の活用にあたっては指導と関係があったとしても教職員と児童生徒が1対1でやり取りを行うことは可能な限り避けることが望ましいものと考えているが、児童生徒が抱える悩みなど教職員が直接1対1でやり取りを行わなければならない場面も現実的にはあろうかと思う。このため禁止するのは私的なやり取りに限り部活動の連絡などは含まない。

なお今回の通達の対象には児童生徒の保護者は含んでいないが、無用な誤解や不適切な関係に発展する場合がありますので保護者の方と私的なやり取りを行う場合であっても教職員の立場を踏まえ関係性に留意する必要があると考えているところである。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 私的なやり取りをすることが禁止ということなのですが、結構少し線引きが難しいかなというところも正直あります。部活動の指導に関しては対象外という

事なのですけれど、そこから発展していくという可能性も高いですし、正直部活の顧問の先生は実際携帯電話番号を掲載して頂いていて、例えば何かあればこちらの方に電話をくださいというような形で通達とかも来ていまして、正直私も保護者の一員として先生の個別の携帯電話でショートメールとか、やり取りがあったりというところがありますので、お互いにももちろん自覚があったらそういった発展にはならないということなので、一方的な要因だけではなくて生徒とあとは保護者もこういったことは禁止という認識は必要であると思っております。こちらとしてもやはり疑われるような内容が無いように心掛けないといけないですし、やはり線引きが少し難しいかなと思います。もしかしたら生徒さんの中では最後の頼みの綱というところもあると思いますので、その辺が私的なやり取りから返信なしで放置というようなこともやはり無いようにしないといけないのかなというように思いますので、少し難しいところもありながら、もちろんSNSでやはりそういったトラブルとか問題があるので基本的には禁止というのはもちろん賛成なのですけれど、事例によっては難しくなるのかなというようには感じました。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 そういった点につきましては悩まれた教員の方がやり取りの中でも当然クラブ活動の連絡というのは当たり前のごとく結構なのですけれども、私的なやり取りの中に生徒が何か言ってきた場合は管理職にご相談頂くとか複数人間が確認できるような状況であれば、そういったケースに発展しにくいのかなというように我々思っているところですので、グループで何か形成するのであれば一定そういうコミュニケーションというのは必要な部分があるかと思えます。中々難しい点ではあると思っておりますので、やはりその辺は教員の方々の自覚というところに委ねなければならぬのですけれども、一定ルールとして私的なやり取りは禁止するというふうなことは伝えておかないと今そういったルールもございませんので、今回通知させて頂こうと思っております。

【森末委員】 言われたことそのままなのですね。これを出すのは出した方がいいのでしょうけれど、受けた教員はどうすればいいのですかという感じで、非常に悩ましいですね。私的なやり取りはダメですとなっているのだけれど、FAQ読んだら結構いろいろいけるよねと。中々実際的には今ツールとしてかなり重要な手段としてなっているので、一律にダメだと言いくいはあるのでしょう。しかし、これを出すことによって私的なやり取りはダメといいながら、でも実際には出来ることはいっぱいありますと書いてあるからとても悩ましいです。

そうするとSNS等の範囲と書いているFAQの上に、職員個人が保有する云々云々連絡手段でしょう、こんなのはそもそもいるのですかって逆に思うのです。逆にSNSがなかった時にどうしても困ることって何ですか。1回1回クラブ活動で対外試合あるから何々持って来いよ、どこどこに集合という連絡なんかは電話でいちいち全員に掛けるよりは楽なのでしょうけれど、逆に言えばそういう絶対必要なものだけ抽出して、これは出来るけどあとはダメですという方がとても分かりやすいです。これも必要だったら追加していくとか、そういう方が分かりやすいし実践しやすいのかなと思います。もっと言うと、1人1台のタブレットを持つのだから、それもそこでもし連絡が取れるのであればそういう形も考えてもいいのかなと思います。

やはり個人的なSNS、携帯スマホでやり合うと問題はずっと起こっているし、起こりやすくなる。そういう誘惑がありうるので、それ断ち切った方がいいのではないかなと思うのです。今回これで通知されるのか知らないけれど、そういうことは非常に発信の仕方が難しいかなと思います。この通知がどうしても必要だったら、これだけは出来ますよとか、の書き方を考えてもいいのではないかなと思います。報告を出されるのですけど、それは考えていった方がいいかなと思います。私もこのSNSは基本的には無い方がいいのではないかなと、あるならどうしてもこれだけ出来ますと、クラブ活動の集合の1対1の連絡だけですよというようなことは少し考えて頂けたらと思います。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 我々もそこは先生がおっしゃるように限定すれば限定するほど範囲が狭くなりますので、間違いというのも無くなるのはよく分かるのですが、一方で教員と生徒の関係の中で先ほど異委員がおっしゃったようなことも含めて、いろんな会話というのもあり実際の狭間で悩んでいるような状況で、例えば児童生徒が対親御さんには話をしにくい悩みとかいうのを抱えている場合もあるかなと思うのです。その時の手段として今はこういうツール、携帯電話であるとかで不登校の生徒が直接時間外も含めてやり取りが出来るというような接点にもなっているとも聞いておりますので、限定的にしなかった意味があります。

【森末委員】 分かります。今はとおっしゃったので、昔はなかったですからね。先生に相談があるのでと1対1で実際会って話をする、それすら言えない子にはSNSとかでした方がやり易いのかもしれないので、そういう効用は高まっているのかもしれないですけど、昔は全然なかった。逆にそういうことがほんとに必要なのかどうかとか、もっとコミュニケーションを取れるようにすればそういうことも必要なくなるのではないかな

ということまで踏み込んで考えるべきかと思えます。

どうしてもやはり直接先生に言えないでもSNSを通じて文字なら言えるという子についてはどうするか考えるかなど、でもそれがまたそれで悩みを相談されて2人でどこか行っというようなことが実際ありますでしょう、懲戒処分だね。そういうことを考えると安易にそこまで乗っていいのかなというのは少し考えた方がいいのかと思えますので検討して頂きたいのと、この通知をもらった方も良く分からないのではないかと実際思いますというのが感想というか意見です。

【栗林委員】 これを示された方は指導に関係のない私的なという、では指導というは何なのですかということに多分なるのだろうと思うのです。でもこういう形でとにかく出して頂いて指導と関係のない私的なやり取りをSNSで行ってはいけないというのはある意味当たり前だと思うのですが、では指導の範囲と言うは何なのですかという事はやはりこういうように示された場合でも問題点としては残るのではないかと思いますので、一旦こういうのを出して頂くのは私は必要かとは思います。

その上で、こういう物は出してはいるのですけれども警告はしていますよねと、だけど実際に別の形で問題が起こってきた時にはこういうケースについては指導の範囲ではありませんというようなことを結果的に認めていくというようなことが次のステップになってくるのかなという、当初じゃあどういう形でもこういうことは言えないのですかというようなスタンスで望んでいる限りでは問題の解決とかとかモラルの喚起とかいうのは中々難しいのではないかなと思えますので、こういうプロセスはやはり必要かとは思いません。

【森末委員】 FAQのところでも少し質問なのですけれども、管理職による事前判断というのがある。この中で「必要に応じて教職員のやり取りを確認し」となっていますが、どのように確認するのですか。私的な携帯見やスマホ見せてくれみたいな話ですか。どうするのか今問題です。

それから部活動の連絡で指導上必要な連絡や相談等は「私的なやり取り」には該当しないが、1対1で連絡等が必要な場合は保護者に内容を説明するなど共通理解を図る必要があると書いてあるが、どうやってこれを説明して、具体的に電話でもかけて保護者にこんなもの言っていますというのか、その辺がよく分からないので、そこは今2点、今気づいた点でどう考えますか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 いわゆる管理職による確認と言いますのは、先

ほどの話ではないですけど、どうすればいいのか、これでいいのかなんて悩んだ時は見せて確認して頂くのも1つですし、一方でそういうやり取りをしているのではないかという風な問合せ等が学校に寄せられる場合もやはりございますので、そういった場合にもそれはしていないのであれば、きちりしてないってことを管理職に見て頂く事によって、教員自身が正しくSNSを活用しているという確認も出来るかなと思っているところでもあります。その際には私的なものでも当然見せて頂くしかないと思うのです。

【森末委員】 任意で提出を求めるしかないですね。

【松井教職員服務・監察担当課長】 任意でしかないとは思っております。また部活動の関係でも例えばキャプテンの方とフォーメーションの打ち合わせ、明日試合だなとかというようなこともあろうかと思えます。また一対一のやり取りというものもちろんあると思われまますので、それは部活動での出席の連絡だけでなく、出席の連絡等であればグループLINEみたいな形でも出来るかも分かりませんが、そのようなやり取りをするのであれば原則は生徒とやり取りする場合には保護者を通じてということがございます。

ツールとしては一旦SNSを用いるということはあると思いますよと、ただ今は我々の育った時代とは違いますから家庭の電話に掛けて親が取ると、それを次ぐというのはもちろんなかろうと思えますので、1対1でこういったやり取りがありますということは当然ご理解頂ければ、一定確認は出来るのかなと、その後どうなるかというのはもちろんあるのですけれど、やり取りをしているというようなことを知っておれば、その後いろいろな確認することは出来ます。

【森末委員】 そういう意味ですか。包括的に事前にこんなことを必要な場合は生徒さんと一対一でやることがありますよという事を保護者に事前に言っておくとかそういう意味ですか。具体的に今回送りましたから保護者さんに送りましたよという訳ではない。

【松井教職員服務・監察担当課長】 はい。

【平井委員】 それは現場では物理的な意味で難しいと思います。この文書を出したら経験の浅い先生方は混乱するかもしれないので、もう少し丁寧な説明が必要だと思えます。その上で、校長会で説明して、充分納得いただいてから現場に落とし込むという段取りが必要なのではないのでしょうか。

【藤巻教務部長】 分かりました、今委員の皆さんから色々ご意見頂戴していますので、その辺を踏まえて再度検討もしつつ、趣旨的にはご理解を頂いていますが具体的な運用で混乱しては身も蓋もないので、そこももう少し慎重に議論させて頂いて、校長会等も

ご相談させてもらいながら詰めたいと思います。

【平井委員】 シンプル・イズ・ベストが基本で、校長が各校で簡単・明瞭に説明出来るようにしてあげないといけないと思います。日々、タイトな学校生活の中で、浸透させたい内容は簡単・明瞭がポイントであり、あまりにも説明が長いものはいかがなものでしょうか。

【藤巻教務部長】 ありがとうございます。

【山本教育長】 一般的に我々の仕事の中にあると言うのですか、私なり次長の権限の中にある、要するにこういう事案がいっぱい出てきているから十分注意喚起をなさいと、正しい使い方をなさいとと言う形での意味合いも含めてやるというのは、私はこれ一つあると思うのです。

それはこういう事案がいっぱい出てきているからちょっとふとたるみがあるからここはダメですよとそのことを実際に細かく規定をしてこういう形で実際の職場対応を積み重ねていくという事とはちょっと違うのだらうなというのが今の各先生方のご指摘なのだらうなと思います。そこは現場とよく話をして、現場で受け止められて逆の間違いなんかも起こる可能性も含めてやっていくという意味では、もう少し積み上げて頂いて、ただそういう形に対して各教育現場の方が少し生徒児童と先生の間でいろんな事案が起こっていることも事実ですから、そういう意味ではその部分についても各教職員の皆さん方へのもう一度注意喚起を促すということはほかにもこの中のさまざまな対応もありますので、そういったことと一連のものとして、仕分けもして注意喚起は求めた上で具体的な対応は少しもう一度具体的に積み上げて頂いてお願い出来ればと思います。

それではそういった形でもう一度対応の方を考えて頂くという形で今日は終えたいと思います。

【藤巻教務部長】 承知しました。

議案第41号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校主務教諭で、処分内容については、地方公務員法29条による懲戒処分として停職2月とする。

当該教諭は令和2年11月16日に生徒を指導した際、生徒の胸倉をつかみ移動させたほか授業が終了するまでの約30分間程度教室内で生徒に正座をさせた。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 この教師以外に複数回、過去体罰で複数回と言っても4回とか、1, 2回ではなく3回以上という教師の方っておられますか。

【藤巻教務部長】 おります。残念ながらおりました。

【大竹委員】 そういうところの学校については管理職がよく見ていかないと体質的に、その時は色々反省するのですが、1, 2回ではなく3回となってくるともうそういう性格なので何かの拍子にすぐ出るってことがあるので、ぜひ気を付けて指導して頂ければと思います。

【森末委員】 多分持ってらっしゃるだろうけど、どこの中学校が多いとか、ただあんまり言い出すと隠蔽に繋がる可能性がありますけれど、それでもやはりそういう雰囲気のある学校というのは重点的に体罰が起こらないようにどうしたらいいか考えていかないといけないし、教育委員会としても臨んでいかないといけないと思います。学校単位で多いとかそんな統計はないのですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 同一年度に複数回事案を起こすような学校というのは非常に少なく思います。今年度は私の感じではそんなにはないかと思います。今皆様がおっしゃっていたことにつきましては、学校の信頼にも関わる話だと思いますので、処分発令の際には校長にも指導させていただきます。やはり校長の方にもそういった流れにならないように生徒そのものが生き生きと感じない学校というのはよろしくないと思いますので、体罰には至らずしもそういった厳しい指導が今の時代にいいのかと話はさせて頂いて校長にも理解してもらいます。

【大竹委員】 人事異動の時期なので次の方で引き継いでもらえたらいいので、やはりほんとに特異校がないか、1年じゃなくてやはり4年5年位のスパンにおいて頻発しているところがないのかどうかというのは見てもらって、そこは客観的な残っている資料から分かるはずだと思います。細かい実情についての部分は学校に聞くという手もあるけれども、区長なり副区長を通して地元の評判というか意外と厳しさがうけている学校もあつたりもする、現実にあるかもしれないので、それこそ区長なり副区長なりに聞いてもらって現状認識というのはどんなものかを一度確認することは必要かと思います。こういった暴力行為についての考え方をもう一度新しい体制になりますけれども、少し整理してもらって、教育委員会に報告してもらえませんか。

【森末委員】 5年位とかのスパンで見て頂いて複数起っているところを抽出して、どうするか考えて頂きたいし、報告頂きたいと思います。

【藤巻教務部長】 ありがとうございます。

【平井委員】 この学校はガバナンスが効いていますか。学校の体質・風土はどのようなのでしょうか。ガバナンスが効かないなら校長を代えてもまた同じことになる可能性があります。学校の置かれた状況をしっかり把握して改善策を練ることが重要ではないでしょうか。

【藤巻教務部長】 今委員がおっしゃられたような視点で切り込んでいくような形で見ていきたいと思います。

【平井委員】 区長や地域から情報をヒアリングして実態把握に努めてほしいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第42号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校教諭で、処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として停職2月とする。

当該教諭は令和2年7月頃から8月頃にかけて自身が顧問を務めていた同校女子バレーボール部の部活動中に複数の2年生部員に対し複数回に渡って不適切な発言やボールを投げ当てる行為を行った。またこれらの行為について速やかに管理職に報告すべきことを怠った。なお同校校長は副顧問等への聞きとりや全部員へのアンケート調査を経た後令和2年9月4日に当該教諭を同部顧問から外している。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第43号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校教諭で、処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として停職1月とする。

当該教諭は、令和2年6月25日に非違行為のない生徒の左肩を5, 6回揺さぶるとともにこの行為についての管理職への報告を怠っていた。さらに平成31年4月～令和2年12月までの間勤務中に少なくとも29回の居眠りや4回の日光浴を行った他、令和2年11月25日には自らの言動により生徒に不快な思いをさせている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 これは教師としての資格があるのかという話にもなるでしょうね。

【藤巻教務部長】 ご指摘の通り、どうしても資質ということについては課題認識がございまして、支援を要する教員として私ども教職員人事の資質向上グループにも報告があり、今後ステップアップ研修への認定も含めて、観察を続けていきたいと考えております。

【森末委員】 はい、わかりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第44号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校校長で、処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として減給6月とする。

当該校長は、令和2年2月から10月にかけて部下である教員に性的な内容を含むメッセージを送り不快感を与えたほか同年11月頃男子更衣室内の更衣ロッカーを無断で開ける行為を複数回行っている。

なお、当該校長は今年度末で定年を迎えるところであるが再任はしない。

前回に引き続き校長の懲戒処分案件が発生していることを重く受け止め、改めて服務通達や服務監察だよりで厳しく注意喚起を行うとともに校園長向け研修の内容を充実改善して恒久保持の徹底に向け努めて参りたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 再任はもうしないということなのですか、本人は再任をしたいという申請はしたのですか。

【藤巻教務部長】 元々ございました。

【森末委員】 では取り下げるといえるのですね。3月末、4月1日の切り替えで再任用はもうしないということで、分かりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第45号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

3月23日に提出した議案第36号「職員の人事について」の上程後新たに変更があったものについて説明する。梅香中学校長鈴木昌弘については一身上の都合により急遽今年度末退職の申し出があったためこれを承認し、後任人事については木津中学校教頭神山卓也を配置することとし、木津中学校教頭の後任人事については梅香中学校主務教諭の井岡裕貴を配置する。また太子橋小学校教頭内藤和男については当初再任用更新のため大領小学校教頭へと配置したものの、同じく急遽継続しない旨の申し出があったためこれを了承するとともに、大領小学校教頭の後任配置として田辺小学校主務教諭の川勝進太郎を配置する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
